

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ①公健法の被認定者への公正な補償給付を着実に支給した。 ②公害健康被害予防事業については、(独)環境再生保全機構の第四期中期目標及び第四期中期計画に基づき、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、効果的かつ効率的な業務を行っている。参加者へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られることを目標としており、令和4年度においても目標を達成した。 ③公健法第46条に基づき各地方公共団体が行う公害保健福祉事業については、当該事業に参加した者の延べ人数が被認定者に占める割合が80%を超える目標を設定したが、令和4年度については、新型コロナウイルス感染症の流行の影響により目標に達しなかった。 ④・⑤環境保健サーベイランス調査は、中公審答申及び公健法改正時の附帯決議に基づき、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、継続的に観察し、その結果に大気汚染との関係が認められる場合には、必要な措置を講ずることを目的として実施しているものである。調査対象者数及び調査対象者の同意率は、本調査の信頼性が確保できる数値を設定しており、3歳児調査及び6歳児調査の両方で目標を達成した。
	施策の分析	
	次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	補償給付については、指定疾病に係る専門家からなる認定審査会における審査をもって適正な給付を確保している。また公害健康被害予防事業については、ぜん息等の知識を有する医師等の助言を受けながら実施している。大気汚染による健康影響の継続的監視を担う環境保健サーベイランス調査においては、臨床、疫学等の専門家からなる検討会において調査方法の妥当性、結果の評価を行っている。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	②ソフト3事業の事業実施効果の測定及び把握におけるアンケート調査結果 ③令和4年度公害保健福祉事業補助金の事業実績報告について ④、⑤大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査報告
---------------------------	---

担当部局名	環境保健部 環境保健企画管理課 保健業務室	作成責任者名	東條純士(企画管理課長) 黒羽真吾(保健業務室長)	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	-----------------------------	--------	------------------------------	----------	--------